

諮問案件及び資料

- ① 諮問案件 (P 1・2)
- ② 消防指令業務におけるデータの取り扱いについて (P 3)
- ③ 茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する
規約の協議書 (P 4)
- ④ 茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する
規約 (P 5・6)



条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
(個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 49

個人情報保有課等	課 等 名	福祉課
	個人情報取扱事務の名称	身体障害者手帳等交付事務
	対象となる個人の類型	身体障害者手帳等の被交付者
	利用・提供する記録の名称	身体障害者情報台帳 (氏名、住所、生年月日、性別、障害名、障害等級)
利用・提供先		寒川町消防署
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由（その必要性や本人から収集しない理由など）</p> <p>身体障害者手帳等の被交付者について火災や救急の通報があった場合、障害の程度等を迅速かつ的確に把握して救急活動を行う必要があり、通常の救急活動よりも複雑な対応を求められます。そこで、あらかじめ被交付者に関する情報を消防署の専用端末に取り込むことで、緊急事態が発生した時によりの確に対応できる体制を整えることは、障害者の生命及び身体の安全を図る上で必要不可欠であると考えます。</p> <p>被交付者についての情報は膨大で、障害の種別等によっては本人からの情報収集が著しく困難な場合もあることから、情報の正確性を期するため、福祉課から情報提供します。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない（理由）</p> <p>通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地が無いため。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 50

個人 情報 保有 課等	課 等 名	高齢介護課
	個人情報取扱 事務の名称	要介護(要支援)認定事務
	対象となる 個人の類型	利用者(介護保険受給者)
	利用・提供す る記録の名称	介護保険受給者台帳 (氏名・住所・生年月日・性別・要介護状態)
利用・提供先	寒川町消防署	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>介護保険の受給者について火災や救急の通報があった場合、要介護の状態を迅速かつ的確に把握して救急活動を行う必要があり、通常の救急活動よりも複雑な対応を求められます。そこで、あらかじめ受給者に関する情報を消防署の専用端末に取り込むことで、緊急事態が発生した時により的確に対応できる体制を整えることは、受給者の生命及び身体の安全を図る上で必要不可欠と考えます。</p> <p>受給者についての情報は膨大で、要介護の程度によっては本人からの情報収集が著しく困難な場合もあることから、情報の正確性を期するため、高齢介護課から情報提供します。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由)</p> <p>通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地が無いため。</p>		

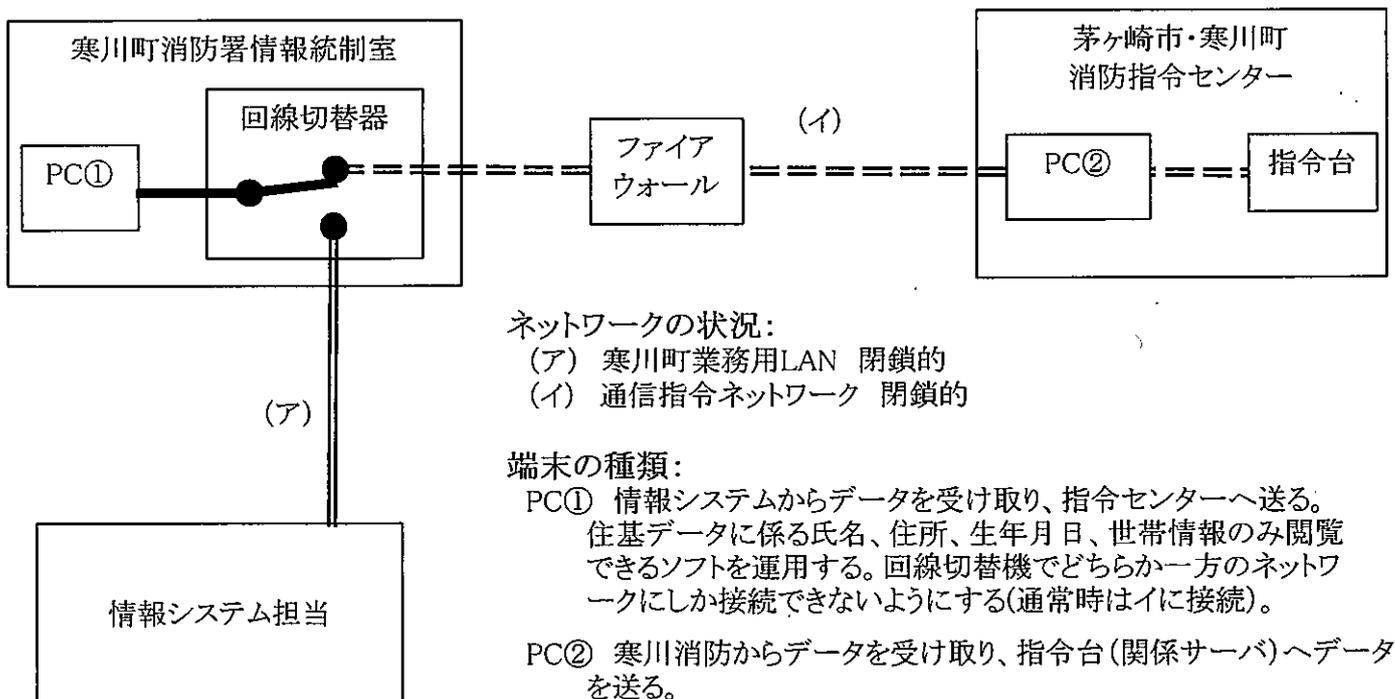
案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

消防指令業務におけるデータの取り扱いについて

取得データ一覧

データ概要	住基データ	介護者データ	緊急通報登録者データ	障害者データ
取得方式	ネットワーク経由(FTP)による上書き			
担当課	町民窓口課	高齢介護課	高齢介護課	福祉課
個人情報取扱事務名	住民基本台帳事務	要介護(要支援)認定事務	ひとり暮らし老人緊急通報システム事業事務	身体障害者手帳等交付事務
台帳名	住民基本台帳	介護保険受給者台帳	一人暮らし老人緊急通報システム台帳	身体障害者情報台帳
取得周期	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月
取得する個人情報	氏名	氏名	氏名	氏名
	性別	性別	性別	性別
	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
	住所	住所	住所	住所
	世帯主名	要介護状態	電話番号	障害
	外国人登録		受信センター	障害等級
			居住状況	

取得イメージ



茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する規約の協議書

茅ヶ崎市及び寒川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙「茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する規約」を定め、寒川町は、消防指令業務に関する事務の管理及び執行を茅ヶ崎市に委託する。

平成25年 4月 1日

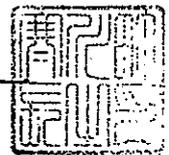
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

服部信明



寒川町
寒川町長

木村俊雄



茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 寒川町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を茅ヶ崎市に委託する。

- (1) 消防指令施設の整備
- (2) 消防指令施設の維持管理
- (3) 災害通報の受付
- (4) 出動指令
- (5) 情報伝達
- (6) その他運営に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、茅ヶ崎市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、寒川町が負担することとし、寒川町はこれを茅ヶ崎市に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、茅ヶ崎市長（以下「甲」という。）が寒川町長（以下「乙」という。）と協議して定める。この場合において、甲は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を乙に送付しなければならない。

第4条 甲は、その委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、茅ヶ崎市歳入歳出予算において、他の執行に係る収入及び支出と分別して計上するものとする。

第5条 甲は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを当該年度の出納の閉鎖までに乙に返還するものとする。

2 甲及び乙は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に不足が生じた場合においては、その都度協議するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を乙に通知するものとする。

(連絡調整会議)

第7条 甲は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、乙と年1回定期に連絡調整会議を開催するものとする。ただし、必要がある場合においては臨時に連絡調整会議を開催することができる。

(条例等の制定等の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される茅ヶ崎市の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。

2 甲は、前項の条例等を制定し、改正し、又は廃止した場合には、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2 乙は、この規約の告示の際併せて委託事務に関する茅ヶ崎市の条例等が寒川町に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、甲がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金は、速やかに寒川町に還付しなければならない。